

公益財団法人福井県アイバンク 職員退職金支給規程

第1章 総 則

第1条 公益財団法人福井県アイバンクの職員に対する退職金の支給については、この規程の定めるところによる。

第2章 事務処理

(退職金の支給対象)

第2条 退職金は、職員が退職し又は解雇されたときはその者に、職員が死亡したときはその遺族に支給する。

(退職金の支給制限)

第3条 職員が次の各号のひとつに該当する場合は退職金を支給しない。

- ① 勤続年数1年未満で退職したとき。
- ② 免職の懲戒を受けたとき。

(退職金の額)

第4条 退職金の額は、職員が退職し、解雇され又は死亡した日におけるその者の基本給額に次の各号の区分に従い、当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額とする。

- ① 勤続5年までの期間については、勤続1年につき100分の80
- ② 勤続5年を超え10年までの期間については、勤続1年につき100分の90
- ③ 勤続10年を超える期間については、勤続1年につき100分の100

2 勤続期間に1年未満の端数があるときは、前項各号の区分に従い、その端数について当該各号に定める割合により月割りをもって計算する。

(退職金の減額)

第5条 職員が次の各号のひとつに該当する場合には、第4条の規定により計算して得た額から、当該金額に100分の50以内の割合を乗じて得た額を減額することができる。

- ① 職員としての能力を著しく欠くことにより解雇されたとき。
- ② 第3条の②に規定する事由に準ずる事由により退職したとき。

(勤続期間の計算)

第6条 退職金の算定の基礎となる勤続期間の計算は、その者が職員となった日の属する月から、退職し、解雇され又は死亡した日の属する月までの年月数による。

但し、その期間の内に次の各号に該当する期間があるときは、その期間を除く。

- ② 刑事事件に関して起訴されたことによる休職期間

③ 停職期間

④ 私傷病による休職期間

(退職金の支給)

第7条 退職金は法令に基づき退職金から控除すべき額を控除し、その残高を支給する。

2 退職金は、予算その他の特別の事情がある場合を除き、支給事由の発生した日から1ヶ月以内に支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定の定めるところによる退職金の計算の結果生じた1円未満の端数処理については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）の定めるところに準じて行う。

(実施細則)

第9条 退職金の支給手続、その他、この規程に必要な事項については別に定める。

附 則

この規程は平成29年3月16日から適用する。